

公益財団法人東京都農林水産振興財団
中・大規模建築物の木造木質化支援事業実施要綱

令和2年9月23日付2農振財森第992号
一部改正 令和4年6月3日付4農振財森第323号

(趣旨)

第1 住宅着工戸数の減少が見込まれる中、東京での木材利用を拡大するためには、中・大規模建築物での木材利用が不可欠である。

本事業は、中・大規模の民間建築物（オフィスビルや商業施設等）の設計及び工事において、木造木質化を実現するための支援を行うことにより、木造木質化の事例を増加させ、中・大規模の木造木質化建築物の建築促進と、全国各地の木材利用促進、さらに森林整備の好循環へつなげていくことを目的とする。

(支援の対象者)

第2 支援の対象者は、都内において中・大規模の民間建築物（オフィスビルや商業施設等）を新築または改築する者とする。

(支援の対象事業)

第3 支援の対象事業は、多摩産材をはじめとする国産木材を活用した中・大規模民間建築物（オフィスビルや商業施設等）の木造木質化とし、その成果が支援の対象物は都民などの目に触れることができるものであることとする。

2 支援の対象事業の詳細は、別に定める。

(対象経費)

第4 支援の対象となる経費は、第3の対象事業に掲げる事業において、その設計及び工事に係る経費とする。

(事業の内容)

第5 事業の実施に当たっては、東京都と公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）とで出えん契約を締結した内容とする。

2 財団は、東京都からの出えん金を財源として、第2に規定する者が第3に規定する対象物の設計もしくは工事をする場合に、第4の経費の一部を補助する。

(推進支援体制等)

第6 財団は、地域の実情に応じた円滑かつ適正な事業推進を図るため、東京都と連携し事業推進に努めるものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和4年6月3日から施行する。